毎週火・金曜日発行



秋田県公

次

ページ

教育委員会規則

○県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

平成十九年四月五日こに公布する。

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

別表を次のように改める。別表を次のように改める。と問表を次のように改正する。要員会規則第七号)の一部を次のように改正する。要費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第八号

秋

別表

市町村	夕	学校種別	定数						
	11		校長・教員	養護教員	栄養教諭	学校栄養職員	事務局員	計	
鹿 角	市	小 学 校	130人	10人	0人	0人	9人	149)	
	113	中学校	78	5	0	2	5	90	
小 坂	町	小 "	24	3	0	1	3	31	
	щJ	中 "	20	1	0	0	1	22	
大 館	市	小 "	280	22	0	7	15	324	
		中 "	158	11	0	3	13	185	
北秋田	市	小 "	158	16	0	3	12	189	
		中 "	81	5	0	2	7	95	
上小阿仁	村	小 "	11	1	0	1	1	14	
		中 "	8	0	0	0	0	8	
能代	市	小 "	200	16	1	3	15	235	
		中 "	120	6	0	2	8	136	
藤里	田子	小 "	16	2	0	1	2	21	
	町	中 "	11	1	0	0	1	13	
三 種	町	小 "	74	8	0	3	2	87	
		中 "	43	3	0	0	7	53	
¬ .l.tr	町	小 "	50	7	0	0	5	62	
八峰		中 "	23	2	0	1	3	29	
e	市	小 "	847	50	0	21	49	967	
秋 田		中 "	549	24	1	11	26	611	
	市	小 "	100	9	0	1	7	117	
男 鹿		中 "	79	6	0	3	7	95	
No. 1		小 "	118	7	0	2	7	134	
潟 上	市	中 "	71	3	0	2	3	79	
- ID -		小 "	42	4	0	0	4	50	
五 城 目	町	中 "	17	1	0	1	1	20	
	町	小 "	18	1	0	1	1	21	
八郎潟		中 "	13	1	0	0	1	15	
	町	小 "	18	1	0	1	1	21	
井川		中 "	15	1	0	0	1	17	
	村	小 "	14	1	0	1	1	17	
大 潟		中 "	11	1	0	0	1	13	
		小 "	289	22	0	9	20	340	
由利本荘	市	中 "	186	11	0	4	12	213	
	市	小 "	104	8	0	2	8	122	
にかほ		中 "	62	3	0	1	3	69	
		小 "	346	32	1	4	30	413	
大 仙	市	中 "	196	13	0	3	14	226	
		小 "	110	9	0	2	9	130	
仙 北	市	中 "	70	5	0	1	5	81	
	町	小 "	84	7	0	1	4	96	
美 郷		中 "	52	3	0	1	7	63	

横	手	市	小	"	339	25	0	5	22	391
	子		中	"	198	13	0	4	16	231
湯	УП	市	小	"	211	18	0	3	15	247
	沢		中	"	121	8	0	3	11	143
羽	44	町	小	"	75	7	0	2	3	87
	後		中	"	45	3	0	0	5	53
東	成瀬	村	小	"	11	1	0	0	1	13
			中	"	10	1	0	1	1	13

2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社